

## 山口市インバウンド受入環境整備支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、インバウンド滞在時の利便性及び満足度の向上に寄与する受入環境整備を行う市内で事業を営む事業者（以下「市内事業者」という。）を支援することで、観光地としての魅力向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 事務所等 市内事業者が事業のための専有施設として所有又は賃借している市内に所在する事務所又は店舗のうち、店舗名（屋号）を掲げ、常設的に事業を行っているものをいう。
- (3) キャッシュレス決済 クレジットカードや電子マネー等による現金を使用しない支払方法のことをいう。
- (4) 取得財産 補助事業により取得し、又は効用の増加した備品、設備等をいう。

(実施主体及び運営主体)

第3条 この事業の実施主体は山口市とする。ただし、事業の運営は、市長が認めた団体（以下「運営主体」という。）に委託するものとする。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 以下に掲げる施設を所有し、山口市内の事務所等で事業を営む中小企業者
  - ア 観光施設（観光旅行者の利用に供される施設のうち体験、遊戯、観賞又は運動のための施設をいう。）
  - イ 宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による許可を受けて営業を行う施設をいう。）
  - ウ 飲食施設（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による許可を受けて営業を行う施設をいう。）
  - エ 小売業（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類の大分類I－小売業をいう。）を営む店舗
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長又は運営主体が認める施設

(2) 市税を滞納していない者

(3) 山口市からの指名停止措置を受けていないこと。

(4) 事業主又は役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。

2 前項第1号に規定する施設は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 本市に所在する施設であること。
- (2) 本市を訪れる訪日外国人旅行者が利用することができるものであること。  
(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 多言語対応に取り組む事業
- (2) キャッシュレス決済に取り組む事業  
(補助対象経費等)

第6条 補助対象経費は、別表1に定める補助対象事業の区分に応じ、それぞれ同表の補助対象経費の欄に定める経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。ただし、本補助金以外に国、県又は市等の公的支援（補助金等）を受けた経費については、対象外とする。

(補助金の額及び補助率)

第7条 運営主体は、補助対象事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金は、同一年度において、補助対象事業者1者につき1回限り交付するものとする。

3 補助率は補助対象経費の2分の1以内とし、補助限度額は10万円とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 補助対象事業者は、令和6年4月1日から運営主体が定める日までに、山口市インバウンド受入環境整備支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、運営主体に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 登記事項証明書又はこれに代わるものの写し（個人事業主の場合は、直近の確定申告書の写し及び顔写真付身分証明書の写し）
- (4) 事業実施の内容や見積書等の金額が分かる資料
- (5) 市税の滞納のないことの証明（申請日以前3か月以内に発行されたものに限る）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長又は運営主体が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 運営主体は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、山口市インバウンド受入環境整備支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、また、適当でないと認めるときは、山口市インバウンド受入環境整備支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知するものとする。

2 運営主体は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の実施等)

第10条 前条第1項の規定による交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」と

いう。)の実施期間は、令和6年12月31日までとし、補助対象事業者は支払及び納品までを当該期間に完了するものとする。

- 2 補助対象期間は、前項の期間と同じとする。ただし、補助事業の実施期間前の事業実施については、運営主体が補助事業の遂行上、特に必要と認めた場合に限り、準備行為として補助対象とすることができるものとする。ただし、令和6年4月1日以降に発注したものに限る。

(補助事業の変更)

第11条 第9条第1項の規定による交付の決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ山口市インバウンド受入環境整備支援補助金変更申請書(様式第4号)を運営主体へ提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の増額または10分の2を超える減額をしようとするとき。
- (2) 事業計画及び収支予算の主要部分を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき。

- 2 補助事業者は、前項の規定による変更申請書を提出するときは、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 事業変更計画書(別紙3)
- (2) 変更後収支予算書(別紙4)
- (3) 変更後の事業内容や見積書等の金額が分かる書類
- (4) その他、市長又は運営主体が必要と認める書類

(補助金の変更決定)

第12条 運営主体は、前条の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、変更内容が適当であると認めるときは、決定事項及び変更後の交付金額を山口市インバウンド受入環境整備支援補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、また、適当でないと認めるときは山口市インバウンド受入環境整備支援補助金変更不承認通知書(様式第6号)により、それぞれ通知するものとする。

- 2 運営主体は、前項の規定による変更の承認において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は令和7年1月31日のいずれか早い日までに山口市インバウンド受入環境整備支援補助金実績報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて、運営主体に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(別紙5)
- (2) 収支決算書(別紙6)
- (3) 補助事業の経過並びに支払を証する書類、写真及びキャッシュレス決済に取り組む事業を実施する場合は、新規にキャッシュレス決済機器本体を導入したこと

を証する書類等

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長又は運営主体が必要と認める書類  
(額の確定及び交付)

第14条 運営主体は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を確認の上、補助金の額を確定し山口市インバウンド受入環境整備支援補助金交付確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、山口市インバウンド受入環境整備支援補助金交付請求書(様式第9号)を運営主体へ提出しなければならない。

(決定の取消し)

第16条 運営主体は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途へ使用したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他、この要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 運営主体は、前々項の規定により交付決定を取り消したときは、山口市インバウンド受入環境整備支援補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、当該事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 運営主体は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(財産の管理及び処分)

第18条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度から起算して5年間は財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。やむを得ず、1品目につき5万円以上の財産を処分しようとする場合は、山口市インバウンド受入環境整備支援補助金に係る財産処分承認申請書(様式第11号)を運営主体に提出しなければならない。

2 運営主体は、前項の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、財産処分が適当であると認めるときは、山口市インバウンド受入環境整備支援補助金財産処分承認通知書(様式第12号)により、また、適当でないと認めるときは、山口市インバウンド受入環境整備支援補助金財産処分不承認通知書(様式第13号)により、それぞれ通知するものとする。

3 運営主体は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができるものとする。

4 補助事業者は、設備等について、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに

に、その効率的な運用を図らなければならない。

(報告及び調査)

第19条 運営主体は、必要と認めるときは、事業実施期間の途中においても次の各号に掲げることについて報告を求め、又は調査することができる。

- (1) 補助事業の状況、実績
- (2) 補助事業の収支、決算
- (3) 補助事業の内容
- (4) その他、市長が必要と認めること。

(成果の公表)

第20条 運営主体は、補助事業の完了の日の属する年度から起算して5年間において、各年度における補助事業に係る成果について、補助事業者に調査を行い、公表することができる。

- 2 運営主体は前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、補助事業に係る成果について、補助事業者に調査を行い公表することができる。
- 3 補助事業者は、前項の規定により成果の調査を求められた時は、これに応じなければならない。

(関係書類の整備)

第21条 補助事業者は、当該補助の収支に関する帳簿及び書類を整備し、当該年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条及び第21条の規定については、なお効力を有する。

別表1（第6条関係）補助対象経費

補助対象事業	補助対象経費
多言語対応に取り組む事業	<p>多言語対応するために必要な以下の経費</p> <p>(1) 音声翻訳機器購入費用</p> <p>(2) 外国語及びピクトグラムで表記した案内看板、その他の案内表示の設置に要する費用</p> <p>(3) 外国語で表記した案内パンフレットその他外国語で表記した冊子等の作成費用</p> <p>(4) 商品メニュー表の多言語化に要する費用</p> <p>(5) ホームページの多言語化に要する費用</p>
キャッシュレス決済に取り組む事業	<p>クレジットカード決済可能なキャッシュレス決済機器本体を新規に導入するために必要な以下の経費</p> <p>(1) キャッシュレス決済機器（カードリーダー、プリンター、タブレット端末等の周辺機器を含む。）の導入に要する費用</p> <p>(2) キャッシュレス決済機器の導入に必要なインターネット環境の整備に係る費用</p>
その他	上記以外で市長又は運営主体が必要と認める経費

※消費税及び地方消費税に相当する額を除く。